

愛知県循環器病対策推進計画 概要版

第1章 計画策定の趣旨

2019年12月1日に「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法」が施行され、国は、同法第9条第1項に基づき、2020年10月に「循環器病対策推進基本計画」を策定した。

これを踏まえ、本県でも循環器病対策の一層の推進を図るため、同法第11条第1項に基づく「愛知県循環器病対策推進計画」を策定し、「2040年までに健康寿命の3年以上の延伸及び循環器病の年齢調整死亡率の減少」を目指す。

「愛知県地域保健医療計画」など他の関連する計画と整合性を保つため、計画期間は、2021年度から2023年度までとする。

第2章 循環器病をめぐる現状

- ・ 健康寿命（2019年）：男性72.85年（全国72.68年）、女性76.09年（全国75.38年）
- ・ 年齢調整死亡率（2015年）： *全国順位は、愛知県で付したもの（昇順）（人口10万対）

	男性	全国順位 (全国)	女性	全国順位 (全国)
脳血管疾患	34.2	10位 (37.8)	20.7	21位 (21.0)
虚血性心疾患	26.3	20位 (31.3)	11.6	32位 (11.8)
心不全	12.2	8位 (16.5)	11.1	14位 (12.4)
大動脈瘤及び解離	7.0	35位 (6.4)	3.4	25位 (3.3)

- ・ 死因別死亡割合（2019年）：
循環器病21.1%（内訳：心疾患12.5%、脳血管疾患7.1%、大動脈瘤及び解離1.5%）
- ・ 介護が必要となった主な原因 <全国の状況>（2019年）：
循環器病20.6%（内訳：脳血管疾患16.1%、心疾患4.5%）

第3章 施策体系

全体目標

2040年までに、3年以上の健康寿命の延伸及び循環器病の年齢調整死亡率の減少

基本方針(I)

循環器病予防に関する取組の推進

基本方針(II)

保健、医療及び福祉サービスの
切れ目ない提供体制の整備

循環器病を予防するために、循環器病に関する知識や、生活習慣の改善のための啓発を行う。

発症時の早期受診の必要性等について啓発を行う。

健診を活用した生活習慣病等の早期発見・早期治療等の取組を推進する。

発症直後から在宅療養に至るまで、適切な治療やリハビリテーションを継続して受けられる医療提供体制の維持・充実を図る。

循環器病患者等が安心して療養生活を送れるよう循環器病患者等への支援の充実を図る。

第4章 個別施策

基本方針(I)循環器病予防に関する取組の推進

(1) 循環器病の予防や正しい知識に関する普及啓発

- ・ 循環器病の予防に必要な知識の普及啓発
- ・ 循環器病の症状や発症時の対応に関する普及啓発

(2) 健診の推進

- ・ 特定健康診査・特定保健指導の実施率向上のための取組の推進
- ・ 健診結果を活用した生活習慣病の発症予防・重症化予防の取組の推進

基本方針(II)保健、医療及び福祉サービスの切れ目ない提供体制の整備

(1) 循環器病に係る医療体制整備の推進

- ① 救急搬送体制の整備
 - ・ 速やかな搬送体制の整備
- ② 医療提供体制の整備
 - ・ 発症直後から在宅療養に至るまで、病期に応じた適切な医療やリハビリテーションを提供するための医療体制の整備

(2) 循環器病患者等を支えるための多職種連携の推進

- ① 循環器病の療養に関する適切な情報提供及び相談支援の推進
 - ・ 循環器病の療養生活に必要な情報提供の促進や相談支援の推進
- ② ライフステージに応じた循環器病対策の推進
 - ア 小児期・若年期の循環器病対策：
 - ・ 小児から成人までの切れ目ない医療体制の整備や支援の充実
 - イ 働く世代の循環器病対策：
 - ・ 治療と仕事の両立支援の推進・就労支援
 - ウ 高齢期の循環器病対策：
 - ・ 地域包括ケアに係る取組の推進
 - ・ 緩和ケアの推進

第5章 計画の推進体制

1 推進体制

県、市町村、医療保険者、保健・医療・福祉に係る関係機関は、適切な役割分担のもと、連携・協力して、循環器病の予防に係る取組や、保健、医療及び福祉サービスの切れ目ない提供体制の整備推進を図る。

2 進行管理

愛知県循環器病対策推進協議会において、計画推進のための協議を行い、計画の目標達成に向けた進行管理を行う。